

◆第11回協議会（H26.11.20）論点の整理

●第18条 まちづくりと地域コミュニティ

市民、市及び議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、十分な協議を経て、連携、協力してまちづくりに取り組むものとしします。

2 **市及び議会は**、地域コミュニティや事業者など（未定稿）、多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行うものとしします。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>前提として、市民から協働のまちづくりの提案があった場合に、協議して、行政が協力するというように受け取れる。ボランティア団体の数などが、他市に比べてとりわけ多いわけでもない茂原市の現状に鑑みて、もう少し市民に積極的に働きかけていくという条文であってもいいのではないか。</li> <li>誘い水のように、行政が何かを仕掛けることが必要。</li> </ul>
市及び議会は	<ul style="list-style-type: none"> <li>「制度の整備」を行うのは、基本的には「市」である。</li> <li>環境整備を直接的に担うのは「市」であるが、幅広くとらえれば、主語に議会を含めることもあり得る。</li> <li>議会は、自らの規範を自ら作ることになっているので、主語を「市及び議会」としてもいいのではないか。</li> <li>直接的には市が環境整備を図るが、第1項に照らして考えれば、議会も含めて担っていくという解釈運用になるので、主語は「市は」でよいのではないか。</li> </ul>

●第25条 市長の役割と責務

市長は、**市の代表者として**、市民の負託に応え、住みよいまちの実現を図るため、公正かつ誠実に、市政を運営するものとしします。

2 市長は、市政に関する情報を、市民と適切に共有するよう努めるものとしします。

ポイント	論点
市の代表者	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、「市の執行機関の代表者」なのか、「市民の代表者」なのか。</li> <li>「市民の目線」という意味で、「市民の代表者」とすべきではないか。</li> <li>「市民」の定義が固まっていないが、提言書によると、</li> </ul>

	<p>在住・在勤・在学者など幅広い範囲を含んでいる。「選挙で選ばれた」という意味では、「市民の代表者」ではなく「住民の代表者」である。それらを勘案すると、「市の代表者」のほうが適切ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市政としては、企業などもすべて含めたものを運営するので、「市の代表者」でいいと思う。</li> <li>• 「市民」と言った場合に、「茂原市民」を指す場合と、理念的に、「まちを積極的に担う担い手」のことを指す場合がある。「住民」は、そこに住んでいる人のことを指す。</li> </ul>
市政を運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「適切な行政の意思決定と執行を行う」という表現のほうがよいのではないか。</li> <li>• 市長が意思決定を行うのは、いわゆる市長部局の意思決定のみ。その他の執行機関（教育委員会等）については、市長は政治的な責任は負わざるを得ないが、「行政上の意思決定」は行わない。</li> <li>• 単に「市民の負託に応じて、公正かつ誠実に市政を運営する」というほうが、わかりやすいのではないか。</li> </ul>

### ●第26条 執行機関の役割と責務

市は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、適切な定員管理と能力及び適性に応じた職員の採用、登用及び配置に努めるとともに、**総合的な行政サービスを行うための組織を整備し、効率的な行政運営を行うものとし、また、職員の政策形成能力と資質の向上を図るための研修等の機会を設けるなど、その育成に努めるものとし、**

2 市長以外の執行機関は、その権限と責任に属する事務事業の執行に当たっては、前項の規定を準用するものとし、また、市長及び**他の執行機関**と適宜意思疎通を図りながら、相互に連携するものとし、

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国が「この指とまれ」方式で、手を挙げた自治体と協議しながら事業を進める事例が多い。これからは、そのようなシステムを利用して、財源を活用しながら、まちづくりを進めていく必要がある。</li> </ul>
市民本位	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 提言書にあった「執行機関はこの条例の趣旨を尊重して、市民本位の市政の推進を担うものとする」という趣旨がなくなっている。市政は市民の福祉のため</li> </ul>

	<p>のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 当然ながら、市民本位の市政を執行しているが、例えば農業委員会は、国や県の指導の範囲の中で動かざるを得ない部分が多い。「市民本位」と言われると、身動きが取れなくなる可能性がある。</li> <li>• ここで「市民本位」ということを入れると、その都度入れなくてはならないということにもなりかねない。第26条だけに限らず、市長も、執行機関も、議会も、全て「市民本位」である。条例全体で、「市民本位」ということを理解する必要がある。</li> <li>• 「市民本位」という表現に固執するわけではないが、市民の立場に立った行政であってほしいし、市民も自立して自覚していかななくてはならない。</li> <li>• 「市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため」と書いてあるので、このままでいいのではないか。</li> <li>• 基本的には、このままでいいと思うが、入れるとすれば、「市民の立場に即して」などの言葉が妥当だと思う。「市民の立場に即して」ということは、全体に関わることなので、全体を踏まえた上で、どこにその表現を入れるのか考えた方がよい。</li> </ul>
総合的な行政サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政は、変化に対応するため、機構改革を行っている。それを担保するため、「総合的な行政サービスを行うための組織の整備」という文章を加えてはどうか。</li> </ul>
職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「職員の育成」は、執行機関の役割である。</li> </ul>
組織を整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「組織の整備」という表現が簡単なものになっているが、組織の横断的な連携や改造なども視野に入れて、「利用者（市民）の立場に立った組織の整備」とするなど、利用者に利用しやすい体制づくりに取り組んでいただきたい。行政は、効率的な運営のために、組織を設けて一生懸命取り組んでいるが、もう一度、利用者（市民）の立場に立って考えていただきたい。</li> </ul>
他の執行機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「その他の執行機関」とすると、市長以外の執行機関（教育委員会等）を指し、混同するおそれがあるため、「他の執行機関」とすべき。</li> </ul>

●第28条 職員の役割と責務

職員は、全体の奉仕者として、市民とともにまちづくりを行う意欲を持ち、誠実かつ効率的に職務に当たるものとします。

2 職員は、自らの職務遂行能力を向上させるため、自己研さんに努めるものとします。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>「職員の育成」は、執行機関の役割である。</li> <li>第28条は、「職員は」という主語の条文だけに限定してしまい、その職員をどう育てるかは、執行機関、組織の問題になってくるので、第26条にまとめてしまえば、合理的な棲み分けになる。</li> </ul>

※執行機関とは（H26.10.10 第10回協議会資料を再掲 一部修正加筆）

